

中間試験 (2019.05.23.実施) 解説

2019.05.28. 佐藤

## I. 全体についての講評

### 1. 全体

#### 論理的記述を行うこと。

1. 答案全体についての問題として、論理的記述のできていないものが多い。設問についての以下の講評の中で提示している単語が登場はするが、それが論理的につながっていない答案が多い。設問の1. から4. は、あくまで論理的に記述することができるために設定した設問である。関連する単語が登場することよりも、論理的に記述できていることの方が重要である。
2. 前提として、自分の頭で考えること。丸暗記しても、論述は解答できない。どのように論理がつながっていくのかを考えてもらいたい。
3. なお、中間試験ではいつものことではあるが、勉強せずに受験している。

### 2. 各設問

1. 論点は、法的論点でなければならない。講義テーマは法的論点ではない。  
他の設問と同じ配点であるのだから、しっかりと考えたうえで解答すること。
2. 法内容の説明の「法」は、法学入門で法源として述べられたこと。  
法律条文の数字だけを書いても意味はない。中身を書かなければならない（言うまでもないことだが、中身とは、条文を書き写すことではない）。
3. 諸説は、少なくとも講義で述べたレベルの内容は記述されていなければならない。  
講義で述べたように、説の名称だけを書いても解答にはならない。説の名称は説の内容を理解するための手がかりにすぎないので、説の内容を書かなければならない。  
説は、判断基準についての様々な考え方ですので、特定の結論が導き出されるものではない。いかなる結論となるかは、ケース・バイ・ケース。
4. 自説の述べ方は、一回生「法学ライティング」等の講義で学習した内容が必要。
5. わずかの新聞記事から事例についての判断などはできない
6. 全体をみて採点した。個々の部分だけだと以下の解答例に近いことが記載されていても、他の部分から判断して、理解できていないと考えられる場合には、部分点は出していない。

### 3. 記述方法

1. 答案作成の前に、論理を組み立てた上で、書き始めること。
2. 今回の中間試験で、自分のペースがつかめたと思うので、最終試験では、試験開始の最初5分間は書き始めないで、解答の構想を練る時間にあてる、などの対処を各自でとること。
3. 情緒的な記述はダメ。  
「広い」「狭い」、「重い」「軽い」など、論理的でない記述が多くみられた。また、要件を提示する記述の中で「など」と書く、「～について」「～に関する」という記述等、ごまかそうとしている記述も見られた。
4. 書き方の訓練をしたい者がいれば対応する。

## II. 個別の問題についての講評

問題：以下の①から②の新聞記事のうちから一つを選び、次の点につき答えなさい。

1. 記事において問題となっている労働法上の論点
2. その論点の前提となる法内容の説明
3. その論点に関する諸説
4. その論点に関する自らの見解

## ①NTTファシリティーズ事件

毎日新聞 2006年07月11日付参照

NTTグループのNTTファシリティーズが団体交渉などで少数組合を差別的に扱っているなどとして、四国電気通信産業合同労組が10日、県労働委員会に不当労働行為の救済を申し立てた。申立書などによると、同労組は昨年7月22日に賃金明細書交付について会社側と団体交渉をした。先月16日には業務見直しについて交渉の場を設けたが、会社側は多数組合との妥結内容の通知や説明に終始するなど形式的な団体交渉だったという。このため、組合側は正当な理由なく団体交渉を拒むことを禁じた労働組合法7条などに該当すると主張し、救済を求めている。

### 1. 労働法上の論点

1. 要点 : 併存組合に対する使用者が中立義務を負うか否か
2. 採点基準 : 項目があれば、△。日本語になっていれば、○

### 2. 法状況の説明

1. 要点 : 団体交渉権の正当性要件（当事者、担当者、交渉事項、態様）、不当労働行為最高裁判決（日産自動車事件、高知県観光事件）
2. 採点基準 : 部分的に述べられていれば△、全体としてだいたい述べられていれば○

### 3. 諸説

1. 要点 : 結果的差別説、誠実団交義務説、自主的選択説
2. 採点基準 : 説が述べられているだけだと、△。内容（とりわけ根拠）が述べられていれば、○

### 4. 自説

2. 採点基準 : 自らの立場が選択されていることが最低限必要。  
採用しない説についての反論があれば、○

## ②軒鉄事件

中国新聞 2002年02月16日付参照

広島県東部で路線バスなどを運行する軒鉄道の労働組合の組合員三人が、希望退職に応じなかった五十六―五十九歳の基本給を減額する労働協約は「年齢差別で無効」などとして、会社側に元の基本給と減額後の基本給の差額の支払いなどを求めた訴訟の判決が十五日、広島地裁福山支部であった。原告側（うち二人は既に退職）は、希望退職に応じなかった五十六歳以上の基本給を30%減とする一九九七年の労働協約について「年齢のみを理由とする差別。合理的理由はなく無効だ」などと主張。

### 1. 労働法上の論点

1. 要点 : 不利益な労働協約の法的拘束力
2. 採点基準 : 項目があれば、△。日本語になっていれば、○

### 2. 法状況の説明

1. 要点 : 労働協約の効力（労組法16条）：強行的直律的効力、最高裁判決
2. 採点基準 : 部分的に述べられていれば△。全体としてだいたい書けていれば、○

### 3. 諸説

1. 要点 : 両面的強行性説、片面的強行性説
2. 採点基準 : 説が書かれていれば、△。説の内容まで説明できていれば、○

### 4. 自説

1. 要点 : 理由を示して自らの立場を選択することが最低限必要
2. 採点基準 : 理由を示して立場を選択していれば、△。  
説得的な理由付けができ、採用しない説の検討がされていれば、○